

ふれあい子育てサポートセンター^{そら}SORA

会 則



〒214-0003 川崎市多摩区菅稲田堤 1-17-25 星の子愛児園内

TEL 044-944-8866 FAX 044-944-1533

MAIL sup1003@hoshinoko.kouseikan-f.org



ふれあい子育てサポートセンターSORA^{そら}会則

(名称)

第1条 本会は、ふれあい子育てサポートセンターSORAと称する。

(設置場所)

第2条 本会の住所は、次のとおりとする。

社会福祉法人厚生館福祉会 星の子愛児園内

ふれあい子育てサポートセンターSORA（川崎市多摩区菅稲田堤1-17-25）

(目的)

第3条 本会は、川崎市に居住する市民のうち、地域において育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者を会員（以下「会員」という。）として登録し、会員間の相互による育児の援助活動（以下「援助活動」という）を支援することにより、安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とする。

(代表者及び事務局)

第4条 本会の代表者は、社会福祉法人厚生館福祉会 星の子愛児園園長とする。

2 本会の事務を処理するため、ふれあい子育てサポートセンターSORA（以下「子育てサポートセンター」という。）内に、事務局を置く。

(子育てサポートセンターの業務)

第5条 子育てサポートセンターは、第3条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集及び登録に関する業務
- (2) 会員の援助活動の調整に関する業務
- (3) 会員に対する研修の実施及び交流に係る業務
- (4) 会員の補償保険に関する業務
- (5) この会の総括に関する業務事業
- (6) 子育てサポート事業の広報及び啓発に関する業務
- (7) この会の経理事務等、運営に関する業務
- (8) 前各号に掲げる業務の他、本会の目的達成に関し必要な業務

(会員)

第6条 会員は、本会の趣旨を良く理解し、かつ、次の要件を満たす者であって、育児の援助を行いたい者（以下「子育てヘルパー会員」という）又は育児の援助を受けたい者

(以下「利用会員」という)として本会の承認を受けた者とする。

(1) 川崎市内に居住していること。

(2) 子育てヘルパー会員にあっては、心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する20歳以上の者であること。

(3) 利用会員にあっては、原則として生後4か月以上小学校6年生以下の同居している子どもを養育している者であること。

2 子育てヘルパー会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書(第1号様式)を提出するとともに、本会の実施する講習を受講しなければならない。

ただし、本会が同様の講習を修了したと認める者については、講習の一部を免除することができる。

2 本会は、入会の承認をしたときは、会員として登録し、会員証(第2号様式)を発行する

3 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、本会に連絡しなければならない。

(保険)

第8条 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うため、傷害保険、賠償責任保険及び児童傷害保険に加入するものとし、その事務は子育てサポートセンターにおいて処理する。

(会員の心得)

第9条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。

(2) 援助活動により知り得た他人の家庭の事情等を漏らさないこと。

(3) 援助活動を通じて、政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。

(4) その他本会の目的に反する行為を行わないこと。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、会員証その他本会が指示する書類等を返還しなければならない。

(会員登録の抹消)

第11条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 故意又は重大な過失により本会に損害を与えたとき。

2 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証その他本会が指示する書類等を返還しなければならない。

(地域リーダー)

第12条 本会は、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その中から地域リーダーを選任することができる。

2 地域リーダーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の援助活動の調整補助に関すること。
- (2) グループ会員の統括に関すること。
- (3) 本会との連絡調整に関すること。

(援助活動の内容)

第13条 援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通院、残業等、利用会員の都合により、一時的に子どもを預かること。
- (2) 保育所、幼稚園等（以下「施設等」という）への送迎を行うこと。
- (3) その他、子育て支援のために必要と認める援助

2 子どもを預かる場合は、原則として子育てヘルパー会員の自宅、こども文化センターまたは地域子育て支援センターにおいて行うものとする。

3 子育てヘルパー会員は、同じ時間帯に複数の利用会員の子どもを預かることはできないものとする。

4 宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(援助活動の実施)

第14条 援助活動の実施を希望する利用会員は、本会から利用会員が求める援助活動の条件にあう子育てヘルパー会員の紹介を受ける。

2 援助活動の実施にあたっては、前項の規定により紹介を受けた子育てヘルパー会員と利用会員との間で、援助の内容等について事前に協議するものとする。ただし、地域リーダーを選任しているときは、地域リーダーの立ち会いのもとに事前に協議するものとする。

3 本会は、前項の協議が不調となった場合は、利用会員に別の子育てヘルパー会員を紹介する。

4 子育てヘルパー会員は、援助活動の実施後、援助活動報告書（第5号様式）に活動の記録を記入し、利用会員の確認を受けなければならない。

5 子育てヘルパー会員は、毎月、前項の活動の記録を本会に報告しなければならない。

（援助活動の時間）

第15条 援助活動は、原則として午前7時から午後9時までの間の必要な時間とする。ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

2 援助時間は、原則として1時間以上とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。

3 援助時間は、次の各号に掲げる時間をいう。

(1) 子どもを自宅で預かる場合は、子育てヘルパー会員が子どもを預かったときから、利用会員が子どもを迎えに来たときまで。

(2) 施設等の送迎の場合は、子育てヘルパー会員が子どもを預かったときから、施設等に送り届けたときまで及び施設等から預かり、利用会員へ引き渡したときまで。

（報酬等）

第16条 利用会員は、子育てヘルパー会員に対し、援助活動の終了の都度、別表に定める報酬等に関する基準に従って報酬等を支払うものとする。

附 則

本会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

報酬等に関する基準

1 報酬

利用会員が子育てヘルパー会員に支払う報酬額の基準は、次のとおりとする。

区 分	報 酬 額
月曜日から金曜日までの午前8時から 午後6時	1時間当たり 700円
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 並びに上記の時間帯以外の時間	1時間当たり 900円

(1) 利用会員が2人以上の子どもを預ける場合における報酬の額は、2人目以降からは上表に定める額の半額とする。

(2) 援助時間が1時間未満のときは1時間とし、1時間を超えて端数があるときで、その時間が30分に満たない場合は上表に定める1時間当たり額の半額とする。

(3) 援助活動が月曜日から金曜日までの午前8時と午後6時を含むときは、その時刻を含む1時間は900円とする。

(4) 利用会員が援助活動の依頼を取り消す場合における報酬の基準は、次のとおりとする。

- ① 利用予定日の前日までに申し出たとき。 無料
- ② 利用予定時刻前までに申し出たとき。 利用予定時間の報酬の半額
- ③ 利用予定時刻前までに申し出をせず、利用しなかったとき。 利用予定時間の報酬の全額

2 実 費

利用会員は、援助活動に要した次の費用を子育てヘルパー会員に支払うものとする。

- (1) 子どもの送迎等に係る交通費
- (2) 子育てヘルパー会員が用意した飲食物、おむつ等の費用

3 支払い方法

報酬及び実費は、その日の援助活動終了後に支払うものとする。